

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

| | | | |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 使用料の徴収 | | |
| 例規名 根拠条項 | 大河原町公民館条例 第6条第1項 | | |
| 例規番号 | 昭和55年条例第10号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第6条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者からは、別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、第3条の使用の許可を受ける際に納入しなければならない。ただし、別表(2)に係る使用料は使用後に納入するものとする。</p> <p>3 すでに徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより公民館を使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、その限りではない。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年7月5日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |